



令和 6 年 2 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

決算公開号！

今月号は、毎年恒例、三上税理士法人（及び関係会社）の決算公開号です。
今年も顧問先の皆さまにのみ、別紙にて公開いたします。

少しでも多くの社長の皆様に、今期の弊社の決算と経営計画を見て「計画を作るのも良いものだ」と刺激を受けていただければ幸いです。

ご自身の会社の経営計画の作成などでお困りの際はお気軽にご相談ください！

本店
便り

春日井マラソン！🏃

文責：亀田

令和 6 年になり既に 1 か月が経過しましたが、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

1 月 7 日、弊社が協賛をさせて頂いている新春春日井マラソン大会に三上税理士法人のスタッフで参加しました。



【皆でパシャリ📷】



【コースの様子をパシャリ📷】



【協賛企業が掲載されたパネル前で
代表をパシャリ📷。いい笑顔です☺】



【春日井市長の石黒直樹さんのご挨拶もパシャリ📷】

弊社が参加した部はなんと競技の部 10km です！前日から走り切れるのかドキドキしましたが、なんとか走り切ることができました。走っている最中は声援にとっても励まされました。頭にピカチュウを乗せて走っている人やウサギを乗せて走っている人などもいて、面白いなあと思いました。辛い時や大変な時でもユーモアを忘れず前向きに取り組んでいくことの大切さを感じました。

弊社の社員もほとんどの参加者が走り切ることができました。1 位は 2024 年入社予定の山本君です。なんと 10km を 50 分という驚異の速さです。(アスリート!?)

このような機会が無いとなかなか 10km 走るということはありませんが、「良い経験になった🌟」というのが走った後の素直な感想です。走り切った後の弊社社員の顔は清々しい顔つきへと変化していたような気がします。令和 6 年の始まりとして良い経験となりました。

インター
店
便り

駆け抜ける中年の星★

文責：大脇

こんにちは。春が近づいているものの、まだまだ寒い日が続いておりますね。みなさまいかがお過ごしでしょうか？

さて今回は、先月 7 日に行われた第 42 回新春春日井マラソンのレポート、本店店長とは別目線よりお届けしたいと思います🔑

事務所として参加するのは今回で 4 回目。参加者は過去最大 13 名！1 回目の 4 人から実に 3 倍もの参加者となり、弊社社員・定画伯作の「三上 T シャツ」も映えました♪なんと来年度入社予定の 2 人も参加してくれたというのだから驚きです。

さて、我がインター店より唯一参加した A さんですが、社内順位 2 位！13 名中 8 名が平成っ子という中、まさに中年の星！昨年タイムより約 2 分半縮めたというのだから大大大健闘です🌟

「追い上げタイプなんだよね～」と人生を常に駆け抜けている代表を筆頭に、本店のメンバーはと言いますと…。

学生時代陸上部だったという圧倒的速さの Y 君。前々日より「風邪を引いた～」と言っていた昨年チャンピオン O 君。静岡でのハーフマラソンを完走したものの、両ひざを痛め中だった K さん。サングラスが似合ってたよ😊K 君。「練習してますよ～」と結果が残せた？Y さん。昨年は前日にコロナ感染をしてしまい、今年無事にリベンジマラソンとなった N さん。昨年代表に負けたのを悔しがり、リベンジに燃えた K 君(今年も惜しくも負けてしまったから来年に繰り越しだね)。前日まで体調を崩しており、マラソン参加を家族に止められていたにもかかわらず完走した本店店長。足を痛めても気持ちで走り切った S さん。毎年ドベ争いをしているメタボ姉弟の F さん T さん。

さらに、走った 13 名だけでなく、毎年会場まで応援に駆け付け「私も学生時代には地域の長距離走で入賞したんだよ」と武勇伝を話す、来年度は参加予定の M さん&盛り上げ隊長 F さん。約 4 キロ地点で飛び切りの笑顔で手を振って応援してくれた M さん。

みんなステキ！みんな頑張った！！お疲れさまでした♪



【向かって左からゴールの順番に並んでいるそうです。が、あれ？1 人正座しているぞ…】

「あれ？大脇さんは走っても応援に駆けつけてもないの？」と気づかれた鋭いアナタ！はい…、実は私はその頃、心のふるさと・ウガンダへ帰っておりました。

<次のページへ続く>



<前のページからの続き>

1年ぶりのウガンダは毎度毎度のトラブル続き😞。特にカンパラ(首都)で買い物後、荷物がたくさんあったので「レンタカーを頼んだ方がいいんじゃない?」と話しましたが、「大丈夫!」と。超古い車で迎えに来てもらったのはいいものの、帰る途中でその車が動かなくなり…。近くのガステーションのメカニックが二人がかりでやってもダメでレッカー行き…。「ああ時間の無駄～」と嘆きつつ、ウガンダあるあるだなあと笑えてきてしまいました。ようやく savo についたのは、渋滞にもはまったため夜中の2時…。そんな時間でも子どもたちが笑顔で迎えてくれたので疲れも吹っ飛びました。

とまあいろいろとありましたが、普段食べられないものを食べてもらって、自立したときに知っていることを少しでも増やせたら…との思いを抱きつつ、この記事を書きながら日本への帰宅の途についております。



【お昼ご飯にお好み焼きを作りました。
子どもたちがマヨ好きなのは万国共通ですね〇】



【腕相撲大会が大盛り上がり!
優勝は寮母さんでした】

行楽 日記

JAXA筑波宇宙センター

文責：宮崎

最近行楽に出かけていないので、少し前の話になってしまいますが、夏休みに子供の REQUEST で JAXA に行ってきました。JAXA に行こうということで調べてみると、北海道から種子島まで沢山の施設があることを初めて知りました。その中で今回は、漫画「宇宙兄弟」の舞台でもある「JAXA 筑波宇宙センター」に行くことにしました。



せっかく行くのだから、マンガに出てきたような宇宙飛行士養成エリア等を見たいと思ったのですが、そこは予約制で4ヶ月位前に予約をしないと土日や夏休みはすぐに埋まってしまうとのことでした。この予約制の「ガイド付き見学ツアー」では、他にも宇宙センター紹介映像と管制室をガラス越しに見ることが出来るようです。また次回、ぜひ参加したいと思います。

別の建物の展示館ガイドツアーは予約なしでも参加できたので、人工衛星やISS、ロケット、宇宙食などについてJAXA職員の方から説明や面白い話を聞くことが出来ました。知らないことが沢山聞けて楽しかったです。

帰りに食堂で食事して、お土産コーナーでは、今回打ち上げ失敗してしまった「H3ロケット」のコップとフリーズドライのたこ焼きの宇宙食を買って帰りました。コンビニ等で売っている焼き鳥の缶詰や長芋料理等も宇宙食になったということで、宇宙食は進化しているそうです。「宇宙兄弟」も完結間近かもしれないとの話もあるようですが、宇宙事業を応援していきたいと思いました。



経営
情報

資料不足で仕入税額控除が認められないかも！？ 提出資料の見直しのお願い

文責：舟橋

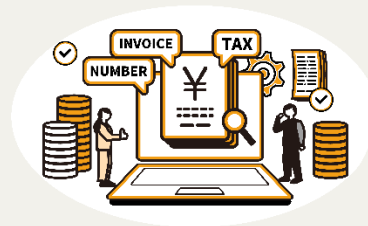
いよいよ2月になり、一年も早いもので確定申告の時期となりました。昨年から新型コロナウイルスによる期限延長がなくなり、確定申告の期限は3月15日となっております。

さて、タイトルにもありますがインボイス制度が始まり、普段提出いただいている資料では仕入税額控除が認められない場合があります。

下記が顧問先の皆様に提出をお願いしている資料の一覧です。

※顧問先によって依頼している資料は異なります。

- (1) 通帳のコピー・データ
- (2) 現金領収書
- (3) クレジット明細+“領収書”
- (4) 売上の請求書
- (5) 支払の請求書
- (6) その他必要書類



特に注意をしていただきたいのは、(3) クレジット明細+領収書です。

インボイス制度導入以前は、取得価額3万円未満の課税仕入れについては、帳簿への記載のみで仕入税額控除が認められていましたが、この規定は撤廃されました。そのため、インボイス登録事業者へ支払いをした場合でも、領収書がないクレジット明細だけでは少額特例などを除き仕入税額控除が認められません。

また、カラー用紙に印字されたお客様控えを領収書と勘違いされている方も少なくありません。お客様控えや請求明細書では消費税法に規定する請求書等に該当しないので、インボイスの要件を満たした領収書の提出をお願いします。

弊社から提出をお願いしている資料に不備があると、経営状況や納税予測が正しくお伝えできません。

今一度、提出資料を見直していただき、期限までに資料の提出をお願いします。

不明点がございましたら、各担当者へお問い合わせください。

【参考】国税庁 HP「クレジットカード会社からの請求明細書」

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/18/05.htm>

2月の税務

- ・固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付 **納付期限…2月中において各自治体の条例で定める日**
- ・12月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…2月29日(木)
- ・6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…2月29日(木)
- ・前年分所得税の確定申告 **申告期間…2月16日(金)～3月15日(金)**

無料経営相談実施中！！！！

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info